

歴代寶案 校訂本 第五冊

目次

グラビア

教育長挨拶

目次

凡例

存巻表

第二集

卷三一 (乾隆十五年)	1
卷三二 (乾隆十六年)	67
卷三三 (乾隆十七年)	89
卷三四 (乾隆十八年)	133
卷三五 (乾隆十九年)	151
卷三六 (乾隆十九年)	177

卷三七 (乾隆二〇年) 215

卷三八 (乾隆二〇年〜乾隆二一年) 237

卷三九 (乾隆二一年) 263

卷四〇 (乾隆二二年) 299

卷四一 (乾隆二二年〜乾隆二三年) 325

卷四二 (乾隆二三年) 351

卷四三 (乾隆二四年) 387

卷四四 (乾隆二四年〜乾隆二五年) 405

卷四五 (乾隆二六年〜乾隆二七年) 439

卷四六 (乾隆二七年〜乾隆二八年) 479

卷四七 (乾隆二九年) 533

卷四八 (乾隆二九年) 553

卷四九 (乾隆三〇年) 585

解説 601

(付録) 第五冊 参照資料一覧 607

凡 例

一、この校訂本『歴代寶案』は、同書第二集の現存する諸異本を校合し、第五冊に巻三一〜四九を収録したものである。

この凡例は、第五冊に適用する。

一、校合に使用した諸異本とその略称は次のようである。

旧沖繩県立図書館写本

県

台湾大学蔵写本

台

鄭良弼写本

鄭

これらの諸異本（鄭良弼写本を除く）の存巻表は凡例の次に表示した。

一、校訂の底本は、原則として次のとおりである。

旧沖繩県立図書館写本

卷三六・三七・三八・四三

台湾大学蔵写本

卷三一・三二・三三・三四・三五・三九・四〇

四一・四二・四四・四五・四六・四七・四八・四九

いずれの場合も二丁を一ページ（上下二段組）に収める活字本とした。

なお、卷三六の破損の甚だしい箇所については、破損部分を諸異本、参照資料等により補い、その部分をゴチック体で示し、

本文を補訂した。

一、校合の原則は次のようである。

(1) 底本の体裁を保存するため、抬頭・欠字・空格等及び一丁の行数、一行の字数にいたるまでできるだけ底本に準じた。

(2) 一行の字数は抬頭を含めて十八字である。一行の字数が十八字を越えるものや、また十八字に満たないものは、いずれも字間を調整して行の移動を避け、また空格と区別できるようにした。

(3) 校異は原則として本文の当該文字あるいは底本の虫食・破損などで欠損する文字を示した□の右傍にページごとの注番号をつけ、依拠した諸本の略称と共に頭注に出す。

(4) 対応する文書または記事が、『明清史料』等の参照資料に含まれる場合は、これを校合に使用し、それぞれの略称を用いて頭注に記す。

国立国会図書館蔵写本

国

明清史料庚編（中央研究院歴史語言研究所刊）

史料

明清檔案（聯經出版事業公司）

檔案

清實録（中華書局）

清實

清會典事例（中華書局）

清會

中国第一歴史檔案館蔵軍機處檔案

軍檔

清代中琉関係檔案選編（中華書局）

選

乾隆朝上諭檔（檔案出版社）

乾上

中国第一歴史檔案館蔵内閣題本

内題

清代中琉関係檔案續編（中華書局）

表集（法政大学沖繩文化研究所蔵）

故宮博物院（台湾） 図書館蔵檔案史料（奏摺）

故宮博物院（台湾） 図書館蔵檔案史料（上諭檔）

故宮博物院（台湾） 図書館蔵史料（起居注）

清代中琉関係檔案三編（中華書局）

周煌『琉球国志略』

潘相『琉球入学見聞録』

宮中檔乾隆朝奏摺（台湾国立故宮博物院）

續編

表集

台故

台上

台起

三

周

潘

宮乾

(5) 官職名については、諸本との校合において異同があった場合、各巻の初出のみ頭注に注記した。

(6) 校訂や校合に使用した諸本に存する文字の異同でも、一と壹、二と貳等の数字の類および並と併と并、實と寔、据と據、于と於、同と仝、早と蚤、核と覈等の同義で使用されているものは、一々注記せずに底本の文字を採用した。また明らかかな誤字（誤写）は注記を省いた。

(7) 底本の虫食・破損などで欠損する文字を諸異本に拠らず推定した場合は、頭注に「一カ」と注記した。

(8) 底本の誤字あるいは衍字と推定される場合は、当該文字の右横に注番号を入れ、頭注に「一ノ誤カ」あるいは「衍字カ」と注記した。また脱字と推定される場合は、当該箇所*印と注番号を付し、頭注に「一ヲ脱カ」と注記した。

(9) 錯簡・欠字・挿入についても、当該箇所に※印をつけ、注記した。

(10) 底本に存する誤字で頻出するものは、一々注記せずに訂正した。例えば、巳と己と巳、未と末、辨と辨・辨、紬と細、母と母、入と人と八、由と田、祇と祇、木偏と手偏を誤用（混同）する類である。

一、字体については、原則として正字体に統一した。

(1) 避諱については、底本通りとした。ただし鬮筆は、基本的に採用しなかった。

(2) 人名の俗字・異体字については、底本に拠ったが、同一人物で二種の字体がみられる場合は、混同を避けるため、正字体を採用した。

一、各文書の最初に文書番号を付した。二二三一〇一は第二集第三一巻の第一号文書を示す番号で、以下同様にして二四九一〇八までである。

一、各巻冒頭の巻数・収録年代等の表示は旧沖繩県立図書館写本と台湾大学蔵写本の内題に基づき、全巻について復元して活字にした（校訂本第三冊グラフィア写真参照）。ただし表示された収録年代で、本文の収録文書の年代と誤差のあるものについては訂正した。

一、第五冊の本文の後に、解説を付した。

一、解説のあとに参照資料一覧を付した。

一、本冊の校訂は生田滋氏が担当した。

一、本冊の底本に使用した旧沖縄県立図書館写本、台湾大学蔵写本を所蔵する那覇市立図書館、台湾大学図書館をはじめ、校合に使用した資料を所蔵する国立国会図書館、法政大学沖縄文化研究所、中国第一歴史檔案館、故宮博物院（台湾）図書館等の御協力に対し、深く感謝の意を表すものである。

一、この校訂本に基づいた訳注本は続いて刊行される。

『歴代寶案』校訂本 第5冊存卷表

卷数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
収録年代	乾隆十五	乾隆十六	乾隆十七	乾隆十八	乾隆十九	乾隆十九	乾隆二〇	起至乾隆二〇一	乾隆二一	乾隆二二	起至乾隆二二三	乾隆二三	乾隆二四	起至乾隆二四五	起至乾隆二六七
鎌															
県						◎	◎	◎					◎		
台	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎
文書件数	31	12	26	10	13	20	12	14	21	12	19	23	9	18	18

卷数	46	47	48	49
収録年代	起至乾隆二七八	乾隆二九	乾隆二九	乾隆三〇
鎌				
県				
台	◎	◎	◎	◎
文書件数	36	11	23	8

◎は底本